平成２３年（フ）第２４０４号
大阪市西淀川区野里１丁目32番14―301号
債務者　舩津　　茂
1　決定年月日時　平成23年４月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第２４０５号
大阪府守口市南寺方北通２丁目14番９号
債務者　石嶺紗也香（旧姓山田）
1　決定年月日時　平成23年４月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第２４０７号
大阪市東淀川区下新庄３丁目２番７号　アーバンサイド101号
債務者　滝ノ上定文
1　決定年月日時　平成23年４月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第２４１９号
大阪市旭区生江３丁目16番11―409号
債務者　中條美由紀
1　決定年月日時　平成23年４月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第２４２１号
大阪府摂津市鳥飼本町３丁目６番12―204号
債務者　菅井　晴美
1　決定年月日時　平成23年４月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第２４２６号
大阪市平野区西脇２丁目10番16号　ヴェルドミール山忠西脇107
債務者　濵田小百合
1　決定年月日時　平成23年４月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第２４２８号
大阪市東淀川区西淡路３丁目７番17号　朝日マンション２－３－Ｂ号
債務者　西村　亜紀
1　決定年月日時　平成23年４月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第４１号
福岡県飯塚市川津216番地１　シャトー第二水江701号
債務者　鬼沢　智美
1　決定年月日時　平成23年４月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月10日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２３年（フ）第１０号
佐賀県伊万里市山代町楠久津７番地
債務者　福田　眞弓
1　決定年月日時　平成23年４月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月10日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２３年（フ）第３６号
佐賀県伊万里市立花町3060―20、住民票上の住所佐賀県伊万里市大坪町乙1669番地
債務者　永田けい子
1　決定年月日時　平成23年４月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月10日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２３年（フ）第６０号
佐賀県武雄市北方町大字志久2945番地　市営小原住宅34号
債務者　高橋　洋一
1　決定年月日時　平成23年４月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月10日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２３年（フ）第６４号
佐賀県伊万里市松島町350番地１
債務者　山口伊津子
1　決定年月日時　平成23年４月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月10日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２３年（フ）第１４５号
仙台市若林区三百人町117番地　青葉ハイツ２号館511
債務者　小南　博幸
1　決定年月日時　平成23年４月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月13日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第２９２号
仙台市太白区恵和町３番３―203号
債務者　深江　武秋
1　決定年月日時　平成23年４月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月13日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第３４５号
仙台市太白区郡山４丁目13番48号　田中方
債務者　熊坂　　昇
1　決定年月日時　平成23年４月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月13日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第１０８号
茨城県常陸大宮市田子内町3211番地の７　岡崎住宅１号
債務者　大内　　晃
1　決定年月日時　平成23年４月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月13日まで
水戸地方裁判所

平成２３年（フ）第１１９号
茨城県水戸市笠原町530番地の１　シティハイム嶋崎Ａ棟203号
債務者　天神ちよ子
1　決定年月日時　平成23年４月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月13日まで
水戸地方裁判所

平成２３年（フ）第１４０号
茨城県小美玉市手堤289番地２
債務者　永井　清一
1　決定年月日時　平成23年４月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月13日まで
水戸地方裁判所